

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるとは、その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

保険薬剤師の登録(保険課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の役員の退任(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

県営土地改良事業の換地計画の決定(〃)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

基本測量の終了(管理課)

土地収用法による事業の認定(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

### ◇ 公 告

農業改良普及員資格試験の合格者(農業改良課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|       |           |           |
|-------|-----------|-----------|
| 氏 名   | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日    |
| 大谷 俊彦 | 鳥薬第七一四号   | 平成元年十月十二日 |

### 鳥取県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

|    |       |              |
|----|-------|--------------|
| 理事 | 森田 清  | 西伯郡中山町羽田井一五二 |
| "  | 石田 博美 | 束積七五〇        |
| "  | 秋田 力  | 七九           |
| "  | 田中 茂男 | 八重一六一        |
| "  | 前田 勇吉 | 田中七三一        |
| "  | 小林 武則 | 岡五一九         |
| "  | 金田 正志 | 松河原六〇        |
| "  | 黒見 良治 | 樋口一四五        |
| "  | 国谷 信照 | 石井垣一八八       |
| "  | 井上 秀明 | 潮音寺一二九       |
| "  | 野川 喜義 | 田中五二六        |
| "  | 江原 和夫 | 栄田三一三        |
| "  | 澤田 芳助 | 田中四五一一四      |
| "  | 山西 初蔵 | 九四           |
| "  | 中川 寿次 | 七七二一一        |
| "  | 手島 和夫 | 下甲三三五        |
| "  | 富岡 稔  | 赤坂三二六        |
| "  | 村本 彰次 | 御崎三二一        |
| "  | 高見 修一 | 塩津二四一        |
| "  | 柏尾 竹雄 | 七〇〇          |
| "  | 高橋 清己 | 住吉九八四        |

|    |       |               |
|----|-------|---------------|
| "  | 谷川 均  | 下市四二          |
| "  | 高口 若光 | 殿河内三九八        |
| "  | 田中 重光 | 東伯郡赤碓町大字梅田一五三 |
| 監事 | 小谷 弘昌 | 西伯郡中山町下甲三〇五   |
| "  | 尾古 博文 | 羽田井一八七        |

就任した役員の氏名及び住所

|    |       |               |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 山内 芳元 | 西伯郡中山町八重一七七   |
| "  | 赤川 哲夫 | 樋口一四二         |
| "  | 笹津 勇  | 潮音寺一三六        |
| "  | 江原 率雄 | 栄田三二五         |
| "  | 西尾 義宗 | 御崎一一七         |
| "  | 野波 敏男 | 下甲四一九         |
| "  | 高見 純一 | 塩津二四九         |
| "  | 大西 清信 | 岡五一一          |
| "  | 橋井 正彦 | 下市三六          |
| "  | 尾古 博文 | 羽田井一八七        |
| "  | 手嶋 洋三 | 東伯郡赤碓町大字梅田一四七 |
| "  | 森田 清  | 西伯郡中山町羽田井一五二  |
| "  | 秋田 力  | 束積七九一         |
| "  | 國谷 信照 | 石井垣一八八        |
| "  | 野川 喜義 | 田中五二六         |
| "  | 山西 初蔵 | 九四            |

平成元年十月十五日退任

|             |         |
|-------------|---------|
| 中川 壽次       | 七七一—一   |
| 村本 彰次       | 御崎三二一   |
| 前田 勇吉       | 田中七三一   |
| 澤田 芳助       | 一〇二五—二四 |
| 富岡 稔        | 赤坂三二六   |
| 柏尾 竹雄       | 塩津七〇〇   |
| 高橋 清己       | 住吉九八四   |
| 金田 正志       | 松河原六〇   |
| 高口 若光       | 殿河内三九八  |
| 監事 小谷 博貞    | 下甲三七七   |
| 渡邊 収        | 束積一〇五   |
| 北村 安儀       | 赤坂三〇六   |
| 平成元年十月十六日就任 | 任期四年    |

鳥取県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 国 尾 茂 米子市西福原一三五九—一  
平成元年十月二十六日退任

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を平成元年十一月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大伊地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第千八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（桂木）地区農業用排水）を平成元年十一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良

事業（第三期山村振興農林漁業対策事業日野谷東地区区画整理）を平成元年十一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二の二五六から二一八二の二

五八まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千八十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（水準重力測量）

二 作業地域 米子市、西伯郡岸本町、淀江町及び日吉津村並びに日野郡

日南町、日野町、溝口町及び江府町

三 終了年月日 平成元年十月十一日

鳥取県告示第千八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市福生東地区学習等供用施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市皆生字大池地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第千八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年六月十三日 鳥取県指令受郡土維八第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字郡家字河井下分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

鳥取県告示第千八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年七月二十七日 鳥取県指令受都計三一―二第十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西三柳字拾四間米屋樋東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西三柳一七八一

益田恵子

益田健次

公 告

平成元年10月18日及び19日に実施した農業改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成元年11月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 松 | 智 | 文 | 本 | 多 | 哲 | 郎 | 淺 | 見 | 浩 | 行 |
| 澤 | 人 | 入 | 多 | 哲 | 郎 | 郎 | 青 | 木 | 崇 | 幸 |
| 松 | 男 | 江 | 江 | 誠 | 一 | 純 | 桂 | 村 | 真 | 昭 |
| 原 | 勇 | 根 | 根 | 一 | 治 | 治 | 西 | 井 | 慶 | 子 |
| 川 | 健 | 本 | 本 | 一 | 純 | 一 | 藤 | 澤 | 貞 | 宣 |
| 谷 | 佳 | 野 | 野 | 弘 | 隆 | 弘 | 安 | 谷 | 信 | 龍 |
| 川 | 住 | 山 | 山 | 和 | 昌 | 昌 | 佐 | 下 | 明 | 一 |
| 田 | 俊 | 時 | 時 | 弘 | 弘 | 夫 | 南 | 斐 | 宏 | 博 |
| 浦 | か | 林 | 林 | 彰 | 彰 | 明 | 谷 | 上 | 和 | 一 |
| 口 | お | 崎 | 崎 | 法 | 法 | 子 | 北 | 野 | 貴 | 博 |
| 下 | る | 根 | 根 | 亜 | 亜 | 明 | 藤 | 本 | 勝 | 久 |
| 田 | 行 | 根 | 根 | 紀 | 紀 | 子 | 秋 | 山 | 誠 | 正 |
| 尾 | さ | 山 | 山 | 子 | 子 | 二 | 面 | 地 | 次 | 理 |
| 則 | 政 | 川 | 川 | 明 | 明 | 市 | 三 | 谷 | 郎 | 郎 |
| 圭 | 明 | 真 | 真 | 二 | 二 | 介 | 寺 | 坂 | 一 | 也 |
| 俊 | 三 | 山 | 山 | 市 | 市 | 介 | 壺 | 谷 | 郎 |   |
| 千 | 誠 | 瀧 | 瀧 | 市 | 市 | 介 | 三 | 坂 | 郎 |   |
| 恵 | 子 | 村 | 村 | 市 | 市 | 介 | 寺 | 坂 | 郎 |   |
| 子 | 誠 | 越 | 越 | 市 | 市 | 介 | 壺 | 坂 | 郎 |   |
| 千 | 子 | 中 | 中 | 市 | 市 | 介 | 一 | 谷 | 郎 |   |
| 恭 | 秋 | 橋 | 橋 | 市 | 市 | 介 | 成 | 谷 | 郎 |   |
| 千 | 文 | 高 | 高 | 市 | 市 | 介 | 一 | 成 | 郎 |   |
| 博 |   |   |   | 市 | 市 | 介 | 成 | 成 | 郎 |   |
| 井 |   |   |   | 市 | 市 | 介 | 成 | 成 | 郎 |   |
| 文 |   |   |   | 市 | 市 | 介 | 成 | 成 | 郎 |   |

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成元年11月10日

鳥取県公安委員長 徳 田 博 司

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
  - (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
  - (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者
- 2 開催の日時及び場所

| 区分    | 日 時                                  | 場 所                                 | 受 講 対 象 者                                    |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 経 験 者 | 平成元年12月5日<br>午後1時30分から<br>午後4時00分まで  | 米子市穂町一丁目151<br>鳥取県米子警察署会議<br>室      | 八橋、米子、境港、<br>溝口及び黒坂の各<br>警察署の管内に居<br>住する者    |
|       | 平成元年12月15日<br>午後1時30分から<br>午後4時00分まで | 鳥取市東町一丁目220<br>鳥取県庁議会議棟3階<br>第15会議室 | 岩美、鳥取、那家、<br>智頭、浜村及び倉<br>吉の名警察署の管<br>内に居住する者 |
| 講 習 者 |                                      |                                     |  |

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間  
経験者講習 2時間30分
- (2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）